

平成 23 年 6 月 24 日

報道関係各位

福生市議会 議会運営委員会提出による 東日本大震災関係の意見書 2 件を可決！

6 月 24 日（金）に開催されました本会議において、当市議会初の委員会（議運）提出議案の意見書 2 件が全会一致で原案可決されました。

可決されました意見書については、次のとおりです。

1 委員会提出議案第 1 号 東日本大震災復興支援の法整備と第二次補正予算の 早期編成を求める意見書

政府の迅速な復興に向けた大規模な補正予算を編成し、執行していくことが被災者に安心を与え、被災自治体が躊躇なく復興計画を具体化し事業が実施できることにつながるようになるため、復興支援の法整備と第二次補正予算の早期成立を図ることを要望する。

2 委員会提出議案第 2 号 原子力発電所事故に伴う政府の適切かつ明確な行動 を求める意見書

大震災による原子力発電所の放射能漏れ事故に対して、国民を不安にさせることのないよう次の事項について要望する。

- 1 子どもたちの被曝線量軽減のための措置を早急に講じること。
- 2 政府は地方自治体に対し、放射線量測定・公表に関わる予算措置、全国統一の安全基準を策定し、必要な助言を行うこと。
- 3 政府は、国民の不安解消のため放射線に関わる情報公開すること。

本プレスリリースに関する問合せ

議会事務局議事係

電話 042-551-1525

東日本大震災復興支援の法整備と第二次補正予算の早期 編成を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。同時に発生した巨大津波は、東北地方や北海道に至る太平洋沿岸の広い地域に甚大な被害をもたらし、尊い人命が数多く失われ、いまだに多くの方が行方不明になっている。被災された方々は、今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と復旧・復興が強く求められる。

本格的な復興のために、被災地への復興支援の実施とともに、日本全体に影響を及ぼす経済的打撃を克服し、既存原発の安全確保、新たな地震対策など、政府が具体的に総合的な復興ビジョンを策定して、復興基本法関連法案及び電力事業法等関連法案の整備を進め、具体的施策を推進していかなければならない。

あわせて、この国家的危機にあたり、政府が迅速に復旧に向けた大規模な補正予算を編成し、執行していくことが被災者に安心を与え、被災自治体が躊躇なく復興計画を具体化し、的確な事業を実施することにつながる。さらなる補正予算の編成により本格的な復興に向けた力強いメッセージを内外に発信することは、国会及び政府に課せられた重大な使命と考える。

しかしながら、政府には第二次補正予算の早期編成に取り組む姿勢が見えてこない。このことは、一刻も早く復興を願う国民の期待や、復興に向けて活動する被災された方々の思いに背を向けることであり許されるものではない。

よって、政府及び国会に対して、今般の未曾有の大震災から一刻も早い復興を実現するため、次のとおり強く要望する。

- 1 復興支援の総合的なビジョンと法整備を進めること。
- 2 第二次補正予算を編成し早期成立を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 24 日

福生市議会議長

田 村 昌 巳

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣

(経済財政担当・国家戦略担当) 様

財務大臣

衆議院議長

参議院議長

原子力発電所事故に伴う政府の適切かつ明確な行動を
求める意見書

東日本大震災・大津波の被害を受け、東京電力福島第一原子力発電所では放射能漏れという大事故が発生した。

しかしながら、政府はその事実を明らかにせず、大震災の被災者そして原子力発電所の近隣住民のみならず、多くの国民、特に小さな子どもを持つ保護者に大きな不安を与え、風評被害となっている。その不安や風評被害の原因は、放射線量などの数値が明らかでないこと、現状の放射線量でどのような疾病が起きる可能性があるのか、除染の方法が不明確であること等が挙げられる。

地方自治体では住民要望等を受け、独自に放射線量測定機を購入し、測定をしているところも多いが、独自で行っているため、自治体によってさまざまな方法、さまざまな機材・測定機で統一性がない。

本来、原子力政策は国の管轄・所管事項である。よって、国民を不安にさせることのないよう、次のとおり強く要望する。

- 1 政府は、子どもの年間許容量を現在 20 ミリシーベルトとしているが、国際放射線防護委員会(I C R P)の示した年間 1 から 20 ミリシーベルトの極小値に見直して、被曝線量軽減のための措置を早急に講じること。
- 2 政府は地方自治体に対し、放射線量測定・公表に関わる予算措置、全国統一の安全基準値を策定し、必要な助言を行うこと。
- 3 政府は、国民の不安解消のため放射線に関わる情報を公開すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 24 日

福生市議会議長

田 村 昌 巳

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

様